



第8章 計画の推進にむけて

第8章 計画の推進にむけて



■8-1 連携体制の充実

本計画の推進にあたっては、社会福祉課と各施策の担当課を中心に、関係部局との連携を一層強化し、全庁が一体となって執行する体制をつくります。

また、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある方が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。



■8-2 計画の進行管理

本計画に掲げる各施策の推進にあたっては、単に施策を行うだけではなく、PDCAサイクル(PLAN(計画)→DO(行動)→CHECK(点検)→ACTION(実行))に基づいた取り組みの点検、課題の把握を行う進行管理が重要です。市では、糸満市地域自立支援協議会でその役割を担い、年1回程度の進行管理の機会を設けます。



■8-3 糸満市地域自立支援協議会

糸満市地域自立支援協議会は、平成23年度に設置されました。専門部会として子ども・療育部会(キッズミーティング)、仕事部会(ジョブミーティング)、居住／地域移行部会(リビングミーティング)を設け、協議が定期的に行われています。

地域自立支援協議会での協議は、現場の方々による具体的であり、取り組みの実践へと進められるため、本計画と整合性を図り進めて参ります。

